

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="347 387 687 416">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="233 483 632 512">第 28 条 (監査役の数及び選任方法)</p> <p data-bbox="268 530 788 607">① 当社に監査役 6 名以内を置き、株主総会でこれを選任する。</p> <p data-bbox="483 674 552 703">(新設)</p> <p data-bbox="268 913 766 1084">② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="233 1144 509 1173">第 29 条 (監査役の任期)</p> <p data-bbox="268 1191 754 1361">監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>但し、補充による監査役の任期は前任者の残期とする。</u></p> <p data-bbox="483 1429 552 1458">(新設)</p>	<p data-bbox="962 387 1302 416">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="847 472 1246 501">第 28 条 (監査役の数及び選任方法)</p> <p data-bbox="882 519 1067 548">① (現行とおり)</p> <p data-bbox="882 665 1409 835">② <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</u></p> <p data-bbox="882 907 1409 1077">③ 前 2 項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="847 1144 1123 1173">第 29 条 (監査役の任期)</p> <p data-bbox="882 1191 1409 1317">① 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="882 1433 1409 1603">② <u>補欠の監査役が任期満了前に退任した監査役の後任として就任した場合、当該補欠の監査役の任期は退任した監査役の任期の残任期間とする。</u></p>